

## 山梨県廃棄物処理施設安全対策費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、財団法人山梨県環境整備事業団(以下「補助事業者」という。)が行う公共関与による廃棄物最終処分場の安全対策や景観対策等(以下「安全対策等」という。)の施設整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる安全対策等の施設整備(以下「施設整備」という。)に要する経費とする。

- (1) 遮水機能の向上及び漏水防止対策の強化に資するもの
- (2) 浸出水の集排水機能の向上及び高度処理に資するもの
- (3) 地下水の処理対策の強化に資するもの
- (4) 洪水対策の強化に資するもの
- (5) 景観対策に資するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、補助対象経費から他の補助金相当額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助事業者は、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 処理能力
- (2) 処理方式
- (3) 施設の設置箇所(100m以内の変更を除く。)
- (4) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

2 補助事業者は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の配分を変更しようとする場合は、経費配分変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 本工事費(工種が分けられている場合はその工種別)

(2) 工事雑費

3 前項の場合において、次のいずれかに該当する軽微な変更については、承認を要しないものとする。

(1) 各工事の相互間におけるそれぞれの経費の3割以内の変更

(2) 工事において工種別金額の3割以内の変更

4 補助事業者は、施設整備を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに中止又は廃止の理由、その他必要な事項を記載した事業中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

5 補助事業者は、予定の期間内に施設整備が完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに工期変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第6条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて事業の遂行状況を報告させることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告させ、又は検査することができる。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、施設整備の完了(施設整備を中止し、又は廃止しようとする場合を含む。)の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

なお、第4条第2項のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合は、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条に規定する実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 概算払の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告)

第9条 補助事業者は、第4条第2項のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額(第4条第2項の規定により減額して申請した場合は、その減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければ

ばならない。

なお、当該報告があった場合には、消費税相当額の返還を命ずるものとする。

(財産の処分等)

第10条 補助事業者は、施設整備により取得し、又は効用の増加した財産については、施設整備完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、施設整備により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、別表の財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し(以下「財産処分」という。)てはならない。

3 補助事業者は、前項による財産処分をしようとする場合は、財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

4 知事は、補助事業者が前項の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(証拠書類の保存等)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る帳簿その他の証拠書類等を整理し、前条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまで保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

(別表)

山梨県廃棄物処理施設安全対策費等補助金交付要綱第10条第2項の期間については、次の環境省が定める財産処分制限期間に準ずるものとする。

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等の名称	種目	構造又は用途	細目	処分制限期間
廃棄物処理施設整備費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47年
			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	41年
			店舗用及び病院用のもの	39年
			変電所用、発電所用、送受信所用、駐車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38年
			公衆浴場用のもの	31年
			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	38年
			・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	24年
			・その他のもの	38年
		れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38年
			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38年
			病院用のもの	36年
			変電所用、発電所用、送受信所用、駐車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34年
			公衆浴場用のもの	30年
			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	34年
			・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	22年
			・その他のもの	34年
		金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34年

廃棄物処理施設整備費補助金	建 物	金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの	31年 31年 29年 20年 31年
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの	30年 27年 25年 25年 24年 15年 24年
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの	22年 19年 19年 19年 17年 12年 17年

廃棄物処理施設整備費補助金	建 物	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの	24年 22年 20年 17年 17年 12年 9年 15年
		木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの	22年 20年 19年 15年 15年 11年 7年 14年
		簡易建物(応急仮設住宅を除く。)	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	10年 7年
		応急仮設住宅		2年

廃棄物処理施設整備費補助金	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの	6年 15年
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のものに限る。) その他のもの	13年 15年
		昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17年 15年
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
		アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
		可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
		前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	18年 10年
	構 築 物	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの(農山漁村電気導入促進法(昭和27年法律第358号)に基づき建設したものに限り。) その他の水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る。) 汽力発電用のもの(岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。) 送電用のもの ・地中電線路 ・塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	30年 57年 41年 25年 36年

廃棄物処理施設整備費補助金	構 築 物	発電用又は送配電用のもの	配電用のもの ・鉄塔及び鉄柱 ・鉄筋コンクリート柱 ・木柱 ・配電線 ・引込線 ・添加電話線 ・地中電線路	50年 42年 15年 30年 20年 30年 25年
		舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15年 10年 3年
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	60年 50年 35年 60年
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい引湯管 その他のもの	30年 15年 10年 40年
		れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 ・塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの ・その他のもの その他のもの	50年 7年 25年 40年
		石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	50年 35年 50年
		土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	40年 15年 40年
		金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋 送配管 ・鋳鉄製のもの ・鋼鉄製のもの ガス貯そう ・液化ガス用のもの その他のもの	45年 30年 15年 10年 20年



廃棄物処理施設整備費補助金	構 築 物	金属造のもの(前掲のものを除く。)	薬品貯そう ・塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの ・有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの ・アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう ・鋳鉄製のもの ・鋼鉄製のもの 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	8年 10年 15年 25年 15年 10年 45年
		合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		10年
		木造のもの(前掲のものを除く。)	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	15年 10年 7年 15年
		水道用のもの	取水設備	40年
			導水設備	50年
浄水設備	60年			
配水設備	60年			
橋りょう				
・鉄筋コンクリート造のもの	60年			
・鉄骨造のもの	48年			
・木造のもの	18年			
配水管				
・鋳鉄製のもの	40年			
・その他のもの	25年			
配水管附属設備	30年			
えん堤				
・鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	80年			
・れんが造又は石造のもの	50年			
・土造のもの	40年			
貯水池	30年			
高架水そう				
・鉄筋コンクリート造のもの	40年			
・金属造のもの	20年			
・木造のもの	10年			
さく井	10年			
電信電話線	30年			

廃棄物処理施設整備費補助金	構 築 物	水道用のもの	その他のもの ・鉄筋コンクリート造のもの ・コンクリート造又はれんが造のもの ・石造のもの ・金属造のもの ・木造のもの	60年 50年 45年 15年
		前掲のもの以外のもの	主として木造のもの その他のもの	15年 50年
	車両及び運搬具	特殊自動車(自走式作業機械設備を除く。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカー その他特殊車体を架装したもの ・小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。) ・その他のもの	5年 4年 3年 4年
		運送事業用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。) ・小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。) ・その他のもの ・大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。) ・その他のもの ・乗合自動車 ・自転車及びリヤカー ・被けん引車その他のもの	3年 5年 4年 5年 2年 4年
		前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。) ・小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。) ・その他のもの ・貨物自動車 ・ダンプ式のもの ・その他のもの ・報道通信用のもの ・その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鋳車及び台車 ・金属製のもの ・その他のもの	4年 4年 5年 5年 6年 3年 2年 7年 4年

車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	フォークリフト トロッコ ・金属製のもの ・その他のもの その他のもの ・自走能力を有するもの ・その他のもの	4年 5年 3年 7年 4年
	機械及び装置	廃棄物処理設備	7年
	水道用設備	電気設備 ・汽力発電設備 ・内燃力発電設備 ・蓄電池電源設備年 ・その他のもの ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備 計測設備 計量器 ・量水器 ・その他のもの 荷役設備 修繕検査設備 その他のもの ・主として金属製のもの ・主として木造のもの	15年 15年 6年 20年 15年 15年 10年 9年 10年 8年 10年 17年 15年 17年 8年
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	17年 8年